

2022年1月税務ニュース

1. 2022年における、コロナ禍により影響を受けた企業への税務支援政策

2022年1月11日、国会は、経済・社会の回復・発展プログラムを支援する財政政策に関する決議第43/2022/QH15号を可決した。本決議によると、以下通りの税務支援政策がある。

- 付加価値税（VAT）の税率を10%から8%に引き下げる
2022年において、VAT10%が適用されている商品、サービスに対して税率を2%引き下げる（8%になる）。ただし、次の商品、サービスは対象外である：通信、IT、財務活動、銀行、証券、保険、不動産の経営、金属、プレキャスト金属製品、鉱業生産物（石炭を除き）、コークス、精錬油、化学製品、特別消費税が課税されている商品、サービス
- ベトナムにおけるコロナウィルス感染の拡大防止活動に対して、企業や組織が寄付・支援した費用は、2022年度の課税期間において、法人所得税を確定する際に損金算入費用として計上することができる。

決議第43/2022/QH15号は2022年1月11日から2023年12月31日まで有効となる。政府は、決議第43/2022/QH15号の実施を案内するための政令を発行する予定である。なお、該当政令のドラフト版の内容によると、上記の税務支援政策は、2022年2月1日より適用するようになる。

2. 拡大投資プロジェクトが他のプロジェクトの設備を使用する際の法人所得税の優遇税制（バクニン省税務当局から発行された2021年10月21日付のオフィシャルレター第3689/CTBNI-TTHT号）

本件に関して、バクニン省税務当局は、以下の通り SIE VINA Co., Ltd に案内している。

当該会社は、ハノイ工業団地及び輸出加工団地管理委員会によって2015年6月29日に第1回目の投資証明書第012043000576号を交付されており、当該プロジェクト（第1プロジェクト）はハノイ市メーリン区に在しているクァンミン工業団地で実施されるとしている。さらに、当該会社は、バクニン省イエンホン市イエンホン工業団地に新たなプロジェクトを立ち上げ（第2プロジェクト）、2018年8月16日にバクニン工業団地管理委員会によって投資証明書第5477492900号を交付された。第2プロジェクトは、2020年11月に終了した第1プロジェクトから移転された設備、機器を使用する。この場合、第2プロジェクトは、拡大投資プロジェクトである条件を満

たしても、財務省から発行された 2015 年 6 月 22 日付の通達第 96/2015/TT-BTC 号第 10 条 4 項に規定されている法人所得税の優遇税制を授与することができない。

3. 海外での経営活動に対する税務政策（バクニン省税務当局から発行された 2021 年 10 月 29 日付のオフィシャルレター第 3756/CTBNI-TTHT 号）

God Group Co., Ltd は海外で商品を販売している（商品は、海外にある企業に製造されるもの）。当該会社は、Amazon.com や Shopify.com 等といった海外の電子取引サイトで商品を販売しており、Facebook ads、Google ads を用いて広告を行っている。海外にいる顧客が商品を受け取ったら、アメリカで開設された口座に送金することになっている。ベトナムに送金するとき、当該会社は、中央銀行を通じてワイヤートランス

ファーの方式を用いて実施する、或いはアメリカ銀行によって規定されているベトナムで設立された会社の口座向けの E-ウォレットを用いて実施している。この場合、当該会社の税務は以下の通りである。

➤ 付加価値税（VAT）

上記の海外での商品販売活動に対して、当該会社は VAT の納税対象ではない。

➤ 法人所得税（CIT）

・海外での商品販売活動により発生した所得に対して、当該会社は CIT を申告・納付する責任がある。CIT を計算するための売上は、当該会社が受領したかしないかが関わらず、商品を販売したことによって得られたすべての金額で、補助金や追加料金等も含めたものである。

・当該会社の経営活動に関連する各種費用は、財務省から発行された 2015 年 6 月 22 日付の通達第 96/2015/TT-BTC 号第 4 条に規定されている条件を満たせば、CIT を確定する際に損金算入費用として計上できる。

・電子取引する際のデジタル証憑書類に関して、当該会社は、ベトナム政府から発行された 2013 年 5 月 6 日付の政令第 52/2013/ND-CP 号第 2 章 1 項の規定（2022 年 1 月 1 日より有効となる、ベトナム政府から発行された 2021 年 9 月 25 日付の政令第 85/2021/ND-CP 号に修正・補足された）に基づき実施するものとする。

・外国語のインボイス、証憑書類に対して、当該会社は、財務省から発行された 2014 年 12 月 22 日付の通達第 200/2014/TT-BTC 号第 120 条に基づき、ベトナム語に翻訳しなければならない。

➤ 外国契約者税（FCT）

当該会社は、財務省から発行された 2014 年 8 月 6 日付の通達第 103/2014/TT-BTC 号第 11、12、13 条に基づき、インターネット経由の広告・マーケティングサービスを提供した外国契約者（Amazon, Shopify, Facebook, Google）の代わりに、VAT および CIT を申告・納付する責任がある。

4. 夜逃げ会社によって発行された VAT インボイスの処理（ビンズオン省税務当局から発行された 2021 年 11 月 3 日付のオフィシャルレター第 16873/CTBNI-TTHT 号）

Son Seamaster Vietnam Co., Ltd は、経済的取引を実施するために某取引先と契約を締結したが、管轄機関に確認したところ、当該取引先はすでに逃亡し、発行済みのインボイス上の住所に活動していないと判明した。この場合、当該取引先によって発行されたインボイスは、以下の通り処理する。

・ 本インボイスは、当該取引先が逃亡した前に発行され、かつ当該取引が実際に行われたことを証明でき、2014 年 8 月 22 日付のオフィシャルレター第 11797/BTC-TCT 号の規定に基づき、必要書類を提供できる場合、仕入 VAT を控除することができ、CIT を確定する際に損金算入費用として計上することができる。 当該取引が実際に行われたことを証明できない場合、仕入 VAT を控除できないが、損金算入費用として計上することができる。それと同時に、ベトナム政府から発行された 2020 年 10 月 19 日付の政令第 125/2020/ND-CP 号第 28 条の規定に基づき、違法インボイスの使用行為に対して、行政罰金として VND 20,000,000 – VND 50,000,000 が課される。

・ 本インボイスは、当該取引先が逃亡した後に発行された場合、仕入 VAT を控除することができないが、CIT を確定時に損金算入費用として計上することができる。